

議第 1 1 9 号 呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

介護保険料に係る督促状の発付期限を納期限後 20 日以内から 30 日以内へと延長するため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定により徴収する保険料に係る督促状の発付期限については、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に定める督促状の発付期限と同様に「納期限後 20 日以内」と条例で定めています。

この度、市税に係る督促状の発付期限について、コンビニエンスストアでの収納の開始に伴い問合せ件数が増加している督促状の行き違いを削減する等のため、別途提案している地方税法と異なる督促状の発付期限を定めるための条例の一部改正が行われることから、保険料の督促状の発付期限についても市税と取扱いを合わせ、当該発付期限を、現行の「納期限後 20 日以内」から 10 日間延長し、「納期限後 30 日以内」とすることで、より正確な市への入金情報に基づく事務処理につなげ、もって、問合せ等の不要な住民負担の発生の抑制とともに、督促状の発付件数の削減による経費の節減を図るものです。

3 実施団体（調査日（令和元年 9 月末）現在）

全国の政令指定都市、中核市のうち、札幌市、さいたま市、名古屋市、新潟市、堺市、神戸市、熊本市、和歌山市等で保険料等の督促状の発付期限の延長がされています。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日